

山形県会計局が発注する印刷物の製造請負に係る最低制限価格等の設定率が変更になります

1 最低制限価格制度について

山形県では、会計局が発注する印刷物の製造請負契約の内容に適合した履行を確保するため、平成 22 年度から最低制限価格制度等を設定しています。

最低制限価格制度とは、予定価格の制限の範囲内の価格で、あらかじめ定めた最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みした者を落札者とすることができる制度です。（地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定に基づく。）

2 最低制限価格等を設定する対象について

会計局が発注する印刷物の製造請負で予定価格が 30 万円以上の契約案件については、基本的に最低制限価格等を設定します。

※3,600万円以上のWTO案件を除きます

3 最低制限価格等の設定率について【変更】

2の対象案件に適用する最低制限価格等の設定率については、令和7年4月1日以降に公告する案件から、「72%」とします。

【印刷物の製造請負における最低制限価格等設定の対象等】

R6年度		R7年度～	
予定価格	最低制限価格等の設定の有無	予定価格	最低制限価格等の設定の有無
3,600万円以上	なし	3,600万円以上	なし
3,600万円未満 30万円以上	有り (設定率 70%)	3,600万円未満 30万円以上	有り (設定率 72%)
30万円未満	なし	30万円未満	なし

4 お問い合わせ先

山形県会計局会計課調達担当（023-630-2721）